

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成29年1月～3月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
千葉県 平成29年(調)第1号事件	トラクタ振動等被害防止等請求事件	29.2.13
千葉県 平成29年(調)第2号事件	製氷工場からの騒音等被害防止請求事件	29.3.8
千葉県 平成29年(調)第3号事件	一般廃棄物処理施設における操業停止等請求事件	29.3.21
神奈川県 平成29年(調)第1号事件	開発工事による振動被害家屋の修繕等請求事件	29.2.1
富山県 平成29年(調)第1号事件	店舗からの騒音・低周波音被害損害賠償請求事件	29.1.10
三重県 平成29年(調)第1号事件	防災無線からの騒音被害防止請求事件	29.1.24
三重県 平成29年(調)第2号事件	金属加工場からの騒音・振動被害防止請求事件	29.2.21
滋賀県 平成29年(調)第1号事件	近隣宅からのピアノ音による騒音被害防止請求事件	29.1.12
大阪府 平成29年(調)第1号事件	鉄骨建材加工工場からの騒音・振動被害防止請求事件	29.2.9
大阪府 平成29年(調)第2号事件	立体駐車場からの騒音・振動のおそれ公害防止請求事件	29.2.24
岡山県 平成29年(調)第1号事件	事業所からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	29.2.28
熊本県 平成29年(調)第1号事件	エアコン室外機からの騒音被害防止請求事件	29.2.27
大分県 平成29年(調)第1号事件	鉱物堆積による水質汚濁被害防止及び損害賠償請求事件	29.2.7

2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
埼玉県 平成27年(調) 第1号事件 [エアコン室外機及び乾燥機からの騒音・悪臭被害防止請求事件]	埼玉県 住民11人	老人ホーム	平成27年2月10日受付 申請人らは、被申請人の施設に設置されているエアコン室外機及び乾燥機からの騒音により、精神的苦痛及び安眠妨害を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人は、①エアコン室外機及び乾燥機の騒音について、市の環境条例の規制基準内にとどまるよう対策を講じること、②エアコン室外機及び乾燥機の騒音について、これを軽減する措置を採ること、③エアコン室外機及び乾燥機の騒音軽減のため、運転時間を午前6時から午後10時までとすること、④乾燥機の使用による悪臭軽減のための処置をとること、⑤上記措置を採らない場合、半年の猶予期間後、当該施設の移転又はエアコン室外機及び乾燥機の移設をすること。	平成29年2月24日 調停成立 調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
東京都 平成27年(調) 第3号事件 [印刷工場からの騒音被害防止請求事件]	東京都 住民2人	印刷会社	平成27年6月10日受付 申請人らは、被申請人の印刷工場から発生する騒音のため、血圧の上昇、耳鳴り、ストレス、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①午後8時から午前7時までの夜間・早朝操業を即時中止すること、②印刷機械のモーター回転を下げるなどして、被申請人印刷工場からの騒音を低減させること、③申請人の家屋に隣接して設置してある印刷機械を工場中心部に移設すること。	平成29年3月15日 調停成立 調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
神奈川県 平成23年(調) 第2号事件 [道路建設に係る大気汚染予測手法請求事件]	神奈川県 住民5人	国(代表者 国土交通 大臣) 高速道路 管理会社	平成23年8月31日受付 ①被申請人らが環境影響評価に用いたプルーム・パフモデルは平坦地用に開発されたもので複雑な地形については信頼する結果が得られない時代遅れの方式である、②プルーム・パフモデルによる結果は、車からの排ガス汚染を過小評価し、結果的に住民の健康被害を招くおそれがある、③プルーム・パフモデルは排気ガスの進行方向、その横方向及び垂直方向への排気ガスの拡散を正規分布と仮定し、かつ、地表面では鏡面の様にガスが完全反射するという仮定の上に定式化されたもので、拡散場のパラメーター(正規分布の標準偏差)は一様な値となっており、土地建物の凹凸や地表面粗さなど拡散場の地域特性を表現することはできない。A線沿線は、谷戸が多く地表面は凸凹に富み、気流や拡散の様相は一様ではない。また、逆転層の発生が頻発しており、拡散に係る大気鉛直構造も複雑で一様なパラメーターで表すことはできない。このような空間の局所性による影響については、空間を三次元の微小部分に分割して表現する三次元流体モデルが適している、④浮遊粒子状物質(SPM)については当初事業者アセスでは実施せず、その後、事業者がプルーム・パフモデルを用いて実施したが、これらもNO2の場合と同じく結果を過小評価する傾向がある。よって、被申請人らは、三次元流体モデルを用いてA線の環境影響評価の大気汚染予測をやり直すこと。	平成28年3月3日 一部調停申請取下げ 平成29年2月20日 一部調停成立 調停委員会は、30回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を申請人4人と被申請人らが受諾し、本件は終結した。なお、申請人1人については、都合により、調停申請を取り下げた。
静岡県 平成28年(調) 第4号事件 [配管業者からの騒音被害防止請求事件]	静岡県 住民1人	配管業者	平成28年9月21日受付 申請人は、申請人宅に隣接する被申請人会社の従業員駐車場の空きスペースでの作業の騒音により、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、グラインダー等を使用した作業で発生させている騒音を止めること。	平成29年3月21日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>愛知県 平成28年(調) 第2号事件</p> <p>[工場からの騒音・振動・粉じん被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>精密部品製造販売会社 愛知県 住民1人</p>	<p>銑鉄鑄造・機械加工会社</p>	<p>平成28年8月30日受付</p> <p>申請人A社は、①振動によりマシニングセンタ(作業機械)が動作不良を起こし、加工速度の低減を余儀なくされ作業効率が低下したため、作業時間が延長し人件費が増加した、②振動対策のため、防振装置の購入、工場内の地盤改良工事の施工を行った、③騒音・振動による従業員の健康被害が発生し、生産性が低下した、④悪臭のため、業務に支障が出ている等の被害を受けており、申請人Bは、①振動による身体の不調や睡眠障害が出ている、②粉じんが自家用車に付着した、③悪臭により窓が開けられない等の被害を受けている。よって、被申請人は、①工場から発生する振動につき、申請人A社における製造工程及び申請人Bにおける静穏な生活に留意し、申請人らの各肩書住所地所在の建物に上記振動が到達しないよう措置を講じること、②工場から発生する音響につき、土地境界線上において、8時ないし19時まで65dB、6時ないし8時及び19時ないし22時まで60dB、並びに、22時ないし6時まで50dB以上の音量を発生させないこと、③工場から発生する酸化鉄を含む粉じんにつき、申請人A社及び申請人B宅に届かせないこと、④申請人A社に対し、金842万6,649円及びこれに対する本申請書送達の日翌日から支払済みまで、年5分の割合による金員を支払うこと、⑤申請人Bに対し、金300万円及びこれに対する本申請書送達の日翌日から支払済みまで、年5分の割合による金員を支払うこと、⑥申請費用は、被申請人の負担とすること。</p>	<p>平成29年3月1日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
三重県 平成29年(調) 第1号事件 [防災無線からの騒音被害防止請求事件]	三重県 住民1人	市(代表者 市長)	平成29年1月24日受付 防災無線のスピーカーが自宅のすぐ近くに設置されており、緊急時以外の放送が85dBの音量で頻繁に流れる。このような状況が続いて体調を崩し、自治会や市に相談しても解決しない。よって、被申請人は、防災無線の撤去移転若しくは緊急時以外の放送(小学校の放送、健脚運動の放送、お年寄り会の放送等)を中止すること。	平成29年3月21日 調停打切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 平成28年(調) 第2号事件 [家庭用燃料電池からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件]	大阪府 住民2人	大阪府 住民1人	平成28年6月2日受付 申請人らは、家庭用燃料電池の運転音による騒音・振動により夜は不眠、日中は頭痛、胸の圧迫感があり、止まらない音にイライラして、体の疲労は増大し、被申請人に苦情を申し入れたが改善されない。よって、被申請人は、①被申請人宅に設置した家庭用燃料電池の運転を直ちに停止し、本件家庭用燃料電池及び家庭用ヒートポンプ給湯機等の類似する機器以外の機器に変更すること、②申請人らが本件家庭用燃料電池から生じる運転音・振動による被害を避けるため、自宅から現住所に避難している間の家賃支払相当額を賠償すること、③申請人らの受けた身体的、精神的苦痛に対し慰謝料を支払うこと。	平成29年2月23日 調停成立 調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
大阪府 平成28年(調) 第3号事件 [水産加工工場からの悪臭等被害防止請求事件]	大阪府 住民4人	水産加工 会社	平成28年8月19日受付 被申請人が焼却炉で発泡スチロール、プラスチックごみを燃やすことで発生する煙・悪臭により、申請人らは吐き気やのどの痛みによる被害を受け、被申請人に対して再三にわたり焼却中止を訴えたが改善されない。よって、被申請人は、事業活動を行っている工場敷地内で有毒ガス及び悪臭を発生させるごみを焼却しないこと。	平成29年3月21日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 平成28年(調) 第5号事件 [車両ドア開閉音等騒音被害防止請求事件]	大阪府 住民1人	大阪府 住民1人	平成28年11月7日受付 前回の調停で、被申請人が設置したブロック塀の遮音効果は期待には程遠く、ドアの開閉音に悩まされていた。被申請人に何度か申し入れたが、開閉音等は一向に収まる気配がない。よって、被申請人は、①現状の駐車位置で前向き駐車に変更しなければならない。または、申請人、被申請人境界と反対側に寄せて後ろ向き駐車に変更しなければならない、②ブロック塀の高さを地面からの比高で180cm以上とする積み増しと補強をしなければならない、③ブロック塀に開閉音に関する注意喚起を駐車場内に複数明示しなければならない、④契約車種に制限を設けなければならない、⑤開閉音・空吹かし・長時間のアイドリング・ステレオ音響等に関する注意を契約書に明記しなければならない。	平成29年2月1日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
奈良県 平成28年(調) 第2号事件 [食肉加工工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件]	奈良県 住民3人	食品加工会社	平成28年3月22日受付 申請人ら多数の住民は、被申請人の食肉加工により生じる肉と油で揚げる臭いにより油酔いをし、さらに、低周波を伴う機械の騒音等の結果精神的、身体的苦痛を被っている。よって、被申請人は、上記のような被害を抜本的に解決するために、①早期に移転すること、②次善の策として、平日の午後6時から午前8時までと、日祝日はボイラーと換気扇を停止させること、消音装置又は騒音遮断装置、脱臭装置を設置すること。	平成29年2月9日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>福岡県 平成28年(調) 第1号事件</p> <p>[飲食店からの 低周波音被害防 止請求事件]</p>	<p>福岡県 住民1人</p>	<p>飲食店経営 会社</p>	<p>平成28年12月9日受付</p> <p>平成14年頃、被申請人店舗のリフォームを契機として激しい騒音が生じ、南側に居住する申請人は日常生活に支障を生じるようになり、申請人と近隣の住人が併せて苦情を申し入れ、排気ダクトの回転数の調整、二台あったダクト一台について停止等の対症療法的改善措置を講じてもらっていたが、機械が老朽化するにつれて騒音はひどくなっていった。平成28年4月には、被申請人は空調設備の大規模改修を行い、騒音は改善した。しかし、騒音が収まると同時に深夜帯にポーッという鈍い響きが感得され、申請人は不眠に悩まされるようになった。申請人が知覚したのは微かな音と音にならないような頭の中で「ポーッ」「ゴーッ」という低い響きであり、店舗に室外機を止めてもらおうと感得されなくなることから、被申請人らの空調排気設備の作動を原因とする低周波であることは明らかである。申請人の身体症状は、不眠、頭痛、耳鳴り、手のしびれを中心とするものであり、内科医及び心療内科医を受診しても原因不明との診断であるが、症状は増悪する一方である。よって、被申請人は、①A店について低周波の発生を軽減防止する措置を講じること、②①の措置を採らない場合は、平成29年6月末日までに上記店舗を現在地から移転すること。</p>	<p>平成29年3月7日 調停申請取下げ</p> <p>申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大分県 平成28年(調) 第1号事件 [福祉施設からの騒音・悪臭等被害防止請求事件]	大分県 住民6人	医療法人	平成28年3月9日受付 申請人らは、被申請人の施設に設置された空調設備の室外機からの騒音ないし低周波により、安眠妨害を受け、体調不良を生じている。また、設備から発生する臭いや託児所の子供達の泣き声などに悩まされている。よって、被申請人は、①室外機の音を防音するための壁を施工すること、②施設内の設備から発生する水の音や臭いの対策を採ること、③託児所を移転すること。	平成29年1月27日 調停打切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大分県 平成29年(調) 第1号事件 [鉱物堆積による水質汚濁被害防止及び損害賠償請求事件]	飲食店経営会社	非鉄金属会社	平成29年2月7日受付 申請人は、被申請人の事業活動に伴い発生した有害な鉱物による岩牡蠣の重金属汚染により、事業を継続することができなくなった。よって、被申請人は①A海域西端一帯の海底に堆積した生態系に有害な鉱物を速やかに除去すること、②金4,380万円の損害を賠償すること。	平成29年3月16日 調停打切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
宮崎県 平成28年(調) 第1号事件 [廃棄物処理施設からの騒音・振動等被害防止請求事件]	工業団地協同組合	廃棄物処理業者	平成28年4月15日受付 被申請人は廃棄物処理業を営んでおり、そこから発生する騒音、振動、粉じん等により、申請人組合に加入している会社は、社員が心理的・感覚的被害を受けているほか、会社設備等の破損等の被害も発生している。よって、被申請人は、廃棄物処理事業の稼働による騒音、振動、汚水、粉じん及び悪臭等の公害被害を解消するための必要かつ十分な措置を講じるまで、同事業の稼働を停止すること。	平成29年3月23日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>沖縄県 平成28年(調) 第1号事件</p> <p>[資材置場からの騒音・粉じん等被害防止請求事件]</p>	<p>沖縄県 住民3人</p>	<p>建設資材製造販売会社</p>	<p>平成28年9月12日受付</p> <p>重機トラックなどによる一般粉じん、騒音及び排気ガス、石炭灰・焼却灰による粉じんの飛散があり、窓が開けられない状態である。また、健康被害についても心配している。よって、被申請人は、①電力会社から購入した石炭灰・ごみ焼却場の溶融スラグなどの搬入を、即座に中止すること、②溶融灰・溶融スラグなどを平成28年12月31日までに事業場から撤去移動すること、③溶融灰・溶融スラグなどの撤去移動の際は、重機トラックなどの騒音・粉じん・排気ガスなどに細心の注意を払い、住宅街生活道路を通行すること。</p>	<p>平成29年3月13日 調停成立</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として平成29年1月1日から平成29年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。